

「新あすの会」第2回大会・シンポジウムに寄せて

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）の第2回大会・シンポジウムの開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

犯罪被害者等基本法の制定から20年となる本年、犯罪被害者等施策に新しい動きがありました。「犯罪被害給付金の算定基準の引上げ」や「犯罪被害者等支援弁護士制度の導入」を内容とする総合法律支援法の改正等が行われました。

その原動力となったのは、犯罪被害者の方々のおかれている状況を訴え続けてこられた岡村勲先生をはじめとする「新あすの会」の皆様のご活動でした。

「新あすの会」の創設により、犯罪被害者の方々等が、今なお基本法の理念に及ばない状況におかれていることを重く受け止めています。今回、自民党司法制度調査会のプロジェクトチームにおいて議論を重ね、提言を打ち出し、政府における施策の実現につなげていくことができました。皆様のご活動に対し、心から敬意を表します。

令和6年7月21日

犯罪被害者等の権利と施策の充実、政治家としての私の原点にあり、基本法の制定当時から、皆様と共に歩み続けてまいりました。

この間、犯罪被害者等施策は一步一步着実に歩みを進めてきましたが、社会は絶えず変化し、それに合わせて、犯罪の態様も、被害者が置かれた状況も変化し続けています。

そのため、これまでの犯罪被害者等施策の積み上げを土台として、社会情勢の変化にも対応し、新たな目線で取り組み続けていく必要があると感じています。

これらからも、「新あすの会」の皆様をはじめ、犯罪被害者等の方々等のお声に真摯に耳を傾けながら、新たな時代を牽引する仲間と共に、しっかりと歩み続けてまいります。

結びに、「新あすの会」の活動に心からの敬意と感謝を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

外務大臣 衆議院議員 上川 陽子

